

豊島区

居宅介護・重度訪問介護事業の手引き

令和5年2月版

目次

(1) 事業の概要	2
(2) 対象となる方	2
(3) サービス利用の手続き	3
(4) サービスの範囲	5
(5) 支給基準時間	5
(6) サービス利用料	6
(7) その他(留意事項等)	7
サービス提供に関する Q&A	8
相談窓口一覧	13

〔 居宅介護・重度訪問介護事業 〕

(1) 事業の概要

居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理（下ごしらえ等）、洗濯、及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- * 身体介護 入浴、排せつ、食事等の介護
- * 家事援助 調理（下ごしらえ等）、洗濯、掃除等の家事的援助
- * 通院等介助 病院等への送迎、官公署への移動等の介助や通院先での受診等の手続きなど

重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者や精神障害者で著しい行動障害を有する方で、常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

(2) 対象となる方

居宅介護

障害支援区分1以上の方（*1）。かつ単身の方、またはご家族等の就労・疾病・出産・障害・高齢等により介護を受けることができない方。障害児（18歳未満）は、これに相当する心身の状態の方が対象となります。（*2）

また、通院等介助は[身体介護を伴わない][身体介護を伴う]に分かれます。[身体介護を伴う]とは障害支援区分2以上で、認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」「移動」のいずれか一つ以上が「できる」以外の方になります。

（*1）障害支援区分とは身体障害、知的障害、精神障害共通の80項目の認定調査を行い、豊島区障害認定審査会で審査・決定するものです。（区分1から支援の必要度の高い区分6まで6段階）

（*2）明らかに介護できない状況と判断できる場合を除いて、保護者の就労証明書や、病名・治療期間を記載した診断書等が必要となります。

重度訪問介護

障害支援区分4以上であって、二肢以上に麻痺等があり「歩行」「移乗」「排尿」「排便」いずれも困難な方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護を要し、認定調査項目における行動関連項目が10点以上の方で、介護者の就労・疾病・出産・障害・高齢等により十分な介護を受けることができない方が対象となります。

介護保険対象の方は、介護保険サービスを優先的にご利用していただきます

介護保険対象の方は、介護保険サービスを優先的に利用していただきます。

なお、障害支援区分6かつ要介護5の上下肢機能障害1級の方、または同等の障害を有する方は、介護保険サービスの上乗せとして居宅介護・重度訪問介護サービスを受けることもできますので、管轄の障害福祉課担当グループにご相談ください。

また、障害支援区分1以上かつ要支援1，2の視覚障害者で65歳未満に身体障害者手帳を取得された方は、通院等介助を利用することができます。

サービスを利用するに際し、進行性の難病により、状態の変化が著しい方については、個別に対応させていただきますので、障害福祉課担当グループにご相談ください。

(3) サービス利用の手続き

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービスの利用のために、障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービスと障害児通所支援を利用するすべての利用者の方にサービス等利用計画を作成することとなりました。

1. 相談・申請

最終ページの相談窓口一覧を参照の上、障害福祉課担当グループ又は障害支援センターに相談・申請してください。

2. サービス等利用計画案の提出依頼

管轄の障害福祉課担当グループ又は障害支援センターから支給決定にあたって必要な「サービス等利用計画案提出依頼書」をお渡しますので、指定特定相談支援事業者等（*1）に計画案の作成について相談し、契約してください。

なお、計画作成の対象者となる方については順次ご案内します。（以下、**4. サービス等利用計画案の提出**、**6. サービス利用計画の提出**、**8. モニタリング**も同様です。）

3. 障害支援区分の認定調査・決定

豊島区の地区担当者がご自宅を訪問し、ご本人・ご家族から聞き取り調査を行います。

この聞き取り調査の結果と豊島区が取り寄せた主治医の「医師意見書」をもとにして、豊島区障害認定審査会（*2）が障害支援区分を審査・判定します（18歳以上の方）（*3）。その結果はご本人に通知します。

4. サービス等利用計画案の提出

ご本人・ご家族が指定特定相談支援事業者等に依頼し、ご本人の心身の状況や、環境、サービスの利用意向等を踏まえた「サービス等利用計画案」を作成します。それを管轄の障害福祉課担当グ

ループ又は障害支援センターに提出してください。

5. 支給決定

「サービス等利用計画案」の内容や障害支援区分、ご本人・介護者の状況をふまえて、サービス利用期間、一カ月当たりのサービス利用時間、負担上限月額等を決定し、ご本人（児童の場合は保護者の方）に「支給決定通知書」と「障害福祉サービス受給者証」を送付します。原則として有効期間はご本人の誕生日末日までです。その後は一年ごとに更新手続きをしていただきます。支給決定は障害支援区分の決定後となるため、申請から1カ月～2か月程度必要となります。緊急に支援が必要な場合は別途ご相談ください。

6. サービス等利用計画の提出

指定特定相談支援事業者等は、豊島区が支給決定した内容に基づき、居宅介護事業者等と連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。

7. サービス利用契約の締結と利用開始

「障害福祉サービス受給者証」が届きましたら、居宅介護事業所に直接申し込み、事業所から説明を受けたうえで、キャンセル料などサービス利用に関する内容を確認し、「障害福祉サービス受給者証」を提示し、契約してください。「サービス等利用計画」に基づき居宅介護等のサービスを受けます。

8. モニタリング

「サービス等利用計画」が適切であるかについて、定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

- (※1) 指定特定相談支援事業者（児童は指定障害児特定相談支援事業者）は、市区町村から指定を受けた障害者の居宅サービス利用支援や障害者からの相談支援を行う事業所です。
- (※2) 障害者福祉の学識経験者等で構成されており、聞き取り調査の結果（一次判定）と主治医の意見書に基づいて判定（二次判定）を行う機関です。
- (※3) 児童は、調査項目が異なり、豊島区障害認定審査会による判定も行いません。

ご本人が希望する場合には、特定相談支援事業所に代わって、ご本人やそのご家族、支援者等の特定相談支援事業所以外の方がサービス等利用計画（セルフプラン）を作成することもできます。手続き等の詳細に付いては、巻末の相談窓口にお問い合わせください。

(4) サービスの範囲

居宅介護・重度訪問介護として認められる援助については、障害者の障害の程度、その他の心身の状況、日中活動や居住環境、介護者の状況等を勘案して援助内容を決定します。

援助は契約した居宅介護事業所と利用される方の話し合いにより、「居宅介護計画」を作成し、それに基づいて実施されます。突発的な利用はできませんのでご注意ください。

また、児童は原則として家事援助の対象にはなりません。

援助できないもの

内容	援助の例
直接本人の援助に該当しない行為	本人以外の方の洗濯、調理、買物、布団干しなど 主として本人が使用する居室等以外の掃除など 来客の応接（お茶、食事の手配等）など 自家用車等の洗車・清掃など
日常生活の援助に該当しない行為	家具・電気機器等の移動、修繕など 大掃除、窓ガラス清掃、床のワックスかけなど 家屋の修理、ペンキ塗り、植木の剪定など 花木の水やりや庭の除草など 犬の散歩やペットの世話など お正月料理など特別な手間をかけて行う調理や糖尿病などの治療食の調理など

(5) 支給基準時間

障害福祉サービスの支給決定は、利用者の意向聴取、障害支援区分、介護者の状況等を勘案のうえ、必要な時間数を積算し支給量を決定します。以下の表は標準的な基準であり、自動的にこの時間数を支給決定するものではありません。

居宅の「身体介護」と「家事援助」はそれぞれ単独で利用する場合の基準時間です。身体介護と家事援助を組み合わせる場合は、家事援助の基準時間から家事援助の利用時間を減じた時間数を2で除した時間が身体介護の基準利用時間となります。

【計算例】 例えば区分3の方が家事援助を10時間利用していると身体介護は必要に応じて9時間までが基準になります。

$$(28 \text{時間 (家事援助基準時間)} - 10 \text{時間 (家事援助利用時間)}) \div 2 = 9 \text{時間 (身体介護利用時間)}$$

ひと月あたりの支給基準時間

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童
居宅（身体介護）	7	10	14	26	42	60	22
居宅（家事援助）	14	20	28	52	84	120	—
重度訪問介護			—	62	124	186	—

*通院等介助については、通院の状況に応じて決定します。

*重度訪問介護は、本人の日中活動の状況やご家族等の介護力を勘案し、支給時間を決定します。支給基準時間に右表の時間を加えた時間を基準時間とします。

なお、児童は原則として重度訪問介護の対象外ですが、対象となる場合は成人に準じます。

*通院等乗降介助の利用についてはご相談ください。

*支給時間の算定については、支給量計算シート及び勘案事項整理票により決定します。

重度訪問の

介護者・ご本人の状況等による加算基準（ひと月あたり）

独居で介護者がいない方	31時間（必要に応じて93時間まで支給可）
介護者が病気・高齢・就労等の場合	31時間（必要に応じて62時間まで支給可）
四肢麻痺	31時間
人工呼吸器等	31時間
日中活動が困難な方	31時間（必要に応じて62時間まで支給可）

(6) サービス利用料

居宅介護・重度訪問介護の利用料は、下記の表の金額と1割負担を比較して低い金額となります。

利用者負担上限月額

区分	障害者	障害児
住民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）	0円	0円
区市町村民税所得割額16万円未満の世帯（*）	9,300円	4,600円
住民税課税世帯で上記以外	37,200円	37,200円

* ここでいう「世帯」は、次のとおりです。

【障害者】 … 障害者本人及び配偶者

【障害児】 … 障害児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

（*）障害児は区市町村民税所得割額の合算が28万円未満の世帯です。

高額障害福祉サービス費

住民基本台帳上の同一世帯に、障害福祉サービス等を利用している方の介護保険の利用者負担額、及び補装具費の自己負担があった場合で、合算すると障害者は37,200円、障害児は利用者負

担上限月額を超えた場合に支給します。対象となった方には、障害福祉課担当グループからご連絡します。

(7) その他(留意事項等)

サービス提供事業所との契約

利用できる事業所について

居宅介護・重度訪問介護の指定を受けている事業所であれば、区内・区外を問わずに契約できます。なお、特定の居宅介護事業所を豊島区が紹介やあっせんすることはありません。

契約について

豊島区より支給決定を受けた支給時間数の範囲内における時間数での契約であれば、複数の事業所と契約を結ぶことができます。

サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用された方の負担になりますのでご注意ください。

支給時間の変更について

居宅介護・重度訪問介護の支給時間については、申請時の聴き取り調査等と障害支援区分の判定結果により決定しますが、ご本人の体調の変化や、介護者の状況の変化等により変更申請をすることができます。変更申請後は、その内容を審査し必要と認められる場合は、新たな支給時間を決定します。

ただし、支給時間を超えて利用した後の変更申請は認められません。保護者等の入院等により、緊急に支給時間の変更申請をご希望される場合については、事前に担当の障害福祉課担当グループ又は障害支援センターまでご連絡ください。

〔 サービス利用に関する Q & A 〕

※ この内容は、本手引き作成時において想定された疑問について、一般的な解釈・原則を示したものであり、障害者(児)個々の障害の状況やご家庭の状況、個々に必要とされる支援の相違等の事情により、記載された内容と異なる対応になることがあります。

Q 1 居宅介護事業所の紹介などをしてもらえますか？また自分で居宅介護事業所を探すときはどのようにしたらよいですか？

A 1 豊島区が特定の事業所の紹介やあっせんすることはありません。各障害福祉課担当グループ又は障害支援センターに豊島区内の居宅介護事業所一覧を用意してありますので、お問い合わせください。また、インターネットで検索できる方は、以下のホームページで事業所を探すことができます。

- ① 東京福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>
- ② 東京都障害者サービス情報 www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/
- ③ ワムネット www.wam.go.jp/

〈居宅介護・重度訪問介護について〉

Q 2 預金をおろしたいのですが、ヘルパーに同行してもらうことはできますか？

A 2 居宅介護サービスは居宅において必要な援助をすることなので、銀行に同行すること（外出の援助）はできません。ただし、移動支援事業や同行援護サービスの対象となる方は、それらのサービスでの利用は可能です。

Q 3 散歩をしたいのですが、ヘルパーと一緒に散歩をすることはできますか？

A 3 (Q 2と同様) 散歩はできません。

Q 4 生活実習所の通所にヘルパーを利用することはできますか？

A 4 生活実習所などの定期的な通所への援助はできませんが、特別なご事情がある場合はご相談ください。

Q 5 ヘルパーと一緒に買い物をしたいのですが、利用することはできますか？

A 5 家事援助の買物は、日常生活上必要な品物をヘルパーが単独で買物すること（代行）ですので一緒に行くことはできません。ただし、精神障害者の居宅介護サービスは、自立促進の観点からヘルパーと一緒に行くことを原則としています。

また、デパートでの買物など日常行動の範囲外への買物は『社会参加』として移動支援事業や同行援護サービスの対象となる方は、それらのサービスでの利用は可能です。

Q 6 ヘルパーに薬を取りに行ってもらうことはできますか？

A 6 すでに処方箋があり、薬局等に取りにいくだけであればできますが、保険証や診察券、自立支援医療証等を提示する場合や病院で処方を受けなければ薬が受け取れない場合はできません。

Q 7 服薬管理をヘルパーにお願いできますか？

A 7 服薬管理は医療行為なので、ヘルパーによる服薬管理はできません。ただし、利用者ご本人の指示で薬を口に運ぶ等については「身体介護」で可能となります。

Q 8 銭湯内での介助を受けたいのですが、ヘルパーの介助を受けることができますか？

A 8 銭湯での介助はできません。ご自宅での入浴が困難な場合は施設入浴や訪問入浴サービスをご利用ください。

Q 9 自宅で仕事（パソコン関係）に関わるプリンターへの紙の給紙などの簡単な支援を受けることができますか？

A 9 居宅介護サービスは仕事（営利行為）での利用は認められません。

Q 10 家族の料理を作りたいので買い物や調理のサポートをヘルパーに頼めますか？

A 10 居宅介護サービスは利用者ご本人への援助です。援助内容がご家族のためということではご利用できません。

Q 11 でかけている間に、ヘルパーに掃除などをしてもらえますか？

A 11 居宅介護サービスは単なる家事の代行ではなく、障害者の方の生活の援助・助言を含めた総合的なサービスです。したがって利用者ご本人がいない時に調理や洗濯、掃除などの居宅介護サービスを受けることはできません。居宅介護サービスが予定されている日時に出かける時は前もって事業所にご相談ください。

Q 12 介護者が留守の間にヘルパーに見守りをしてもらうことができますか？

A 12 居宅介護サービスでは家事援助や身体介護などの援助を行います。見守りは援助の対象外です。したがって介護者がいても、いなくても見守りはできません。ただし、重度訪問介護は家事援助、身体介護とともに、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するために見守りも対象としています。

Q 13 介護者が就職活動や職場の研修等の理由で居宅介護の利用ができますか？

A 13 就職活動のためであれば、2か月間を限度に利用できます。ただし、スキルアップなどのための研修等を受ける場合や残業・出張などでは利用できません。

Q 14 介護者が自律神経失調症やアトピー等の病気でも利用できますか？

A 14 病気のためにどんな介護ができないのか、それぞれ個別のご事情をご相談ください。その際、診断書等を頂く場合があります。

Q 15 急に具合が悪くなり病院に連れて行ってもらったため、支給時間を超えてしまいました。どうしたらいいでしょうか。

A 15 居宅介護サービスは居宅介護計画にもとづき援助を提供します。計画外で急に病院に行った場合は対象になりません。ただし、やむを得ない場合は認められることもありますので、速やかにご相談ください。

Q 1 6 お腹の調子が悪く汚してしまったため、掃除と洗濯に余計に時間がかかり支給時間を超えてしまいました。どうしたらいいでしょうか。

A 1 6 支給時間を超えた場合や事前に決めた援助内容以外の援助を頼んだ時は対象になりませんが、やむをえない事情で支給時間を超えた場合は認められることもありますので、速やかにご相談ください。

Q 1 7 障害児の母ですが、出産の予定があります。妊娠期間中に居宅介護を利用できますか？

A 1 7 通常の出産の場合は入院を含む産前産後1ヶ月以内に限って利用できます。また、出産前であっても切迫早産など特別な理由がある場合は利用できることもありますので、ご相談ください。また、東西子ども支援センターの育児支援ヘルパー事業「としまいっしょに子育て」もありますので、ご利用ください（有償）。

Q 1 8 知的障害児の母です。介護はできるのですが、子どもの自立のために居宅介護を利用することはできますか？

A 1 8 子どもの自立という目的では利用できません。ただし、入浴介助など同性介護が適切と思われる援助など、利用できる場合もありますので、ご相談ください。その場合の援助内容は障害児本人に係る事になります。
また、ファミリー・サポートセンター（子育て支援課）でも支援策がありますので、ご利用ください。

Q 1 9 グループホームに入居しています。通院等介助や家事援助を利用できますか？

A 1 9 グループホームに入居されている方は、基本的にはグループホームの当該事業者に対応していただきます。したがって家事援助も含めて居宅介護サービスを利用することはできません。ただし、通院等介助は慢性疾患があり定期的に通院を必要とし、世話人さんが対応することが困難な場合には2回/月を限度として利用することが可能です。

Q 2 0 視覚障害者です。障害のため育児が十分にできません。居宅介護サービスを利用できますか？

A 2 0 育児をする親が十分に子供の世話ができないような障害がある場合は居宅介護サービスの沐浴や授乳等や子どもが通院する時の付き添い、保育園等へ通園する場合の送迎などの「育児支援」が利用できますのでご相談ください。

Q 2 1 未就学児が保護者の不在時に居宅介護等を利用することはできますか？

A 2 1 保護者が不在の時には利用できません。

Q 2 2 重度訪問介護を受けていますが、外出支援の内容について制約はありますか？

A 2 2 通勤・営業活動等の経済活動や通年かつ長期にわたる外出、ギャンブルなどの社会通念上適当でない外出は認められません。

Q 2 3 入院の時に重度訪問介護を使うことはできますか？

A 2 3 同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用者は入退院、入院中の外出や外泊のために同行援護

等を利用することができます。

障害支援区分6の重度訪問介護の利用者は入院中にコミュニケーション支援等を受けることができます。

Q 2 4 ヘルパーの訪問を急にキャンセルすることになりましたが、キャンセル料等を支払う必要がありますか？

A 2 4 契約内容により支払う必要があることもありますので、居宅介護事業所との契約内容をご確認ください。キャンセル料等の重要な内容は事業所と契約する際に必ずご確認ください。

Q 2 5 重度訪問介護と居宅介護サービスを両方受けることはできますか？

A 2 5 重度訪問介護は、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しているため、これに加えて同一の事業者から身体介護及び家事援助等の居宅介護サービスを受けることはできません。ただし、重度訪問介護の事業所の都合により利用者の希望する時間帯にサービスを受けられない場合には、他の事業者から身体介護等のサービスを受けることができます。そのような状況が生じましたら各障害福祉課担当グループ又は障害支援センターにご相談ください。

<通院等介助について>

Q 2 6 通院等介助を利用していますが、病院内の介助もヘルパーにしてもらえますか？

A 2 6 基本的には医療機関内での介助は院内のスタッフにより対応されるべきものですが、院内での援助が必要な特別な理由がある場合は各担当に事前にご相談ください。ただし、診察時間や単なる待ち時間、見守りは対象となりません。

Q 2 7 通院等介助サービスを利用して、裁判所や議会の傍聴をすることはできますか？

A 2 7 裁判所や議会への傍聴などで利用することはできません。ただし、裁判所への証人としての出廷や手続きのために通院等介助サービスを利用することはできます。また、移動支援事業や同行援護サービスの対象となる方は、それらのサービスでの利用は可能です。

Q 2 8 官公署に障害者団体の一員として話し合い等に行くときや地域支援協議会の委員として区役所に行くときに通院等介助サービスを利用できますか？

A 2 8 通院等介助で認められる支援は、官公署で個人的に手続きが必要な場合に限られます。したがって団体交渉や地域支援協議会への参加などは通院等介助サービスを利用することはできません。ただし、移動支援事業や同行援護サービスの対象となる方は、それらのサービスでの利用は可能です。

Q 2 9 短期入所を利用中に通院等介助を利用できますか？

A 2 9 短期入所先は居宅として認められませんので利用できません。ただし、福祉ホームさくらんぼの入所中は利用できますので、事前にご相談ください。

Q 3 0 通院等介助を利用していますが、特定の月に検査等が入り、決定された時間数では足りません。その月だけ、あらためて申請が必要ですか？

A 3 0 時間数を変更する際には申請が必要です。ただし、年に数度定期的な検査を行うことが前もってわかっている場合は最初の申請の時に申し出てください。定期的な検査等の時間数も含めた支給時間を決定することも可能です。

Q 3 1 急に入院した後に転院することになりました。転院の際に通院等介助でヘルパーを利用できますか？

A 3 1 通院等介助は定期的な通院等の際に利用していただくものです。したがって転院の際に通院等介助のヘルパー利用はできません。

〈同行援護について〉

Q 3 2 同行援護で通院することはできますか？

A 3 2 可能です。介護保険で通院が利用できる方は介護保険が優先になります。

《相談窓口一覧》

《相談窓口一覧》

■身体障害者(児)の方

障害福祉課 身体障害者支援第一グループ TEL 3981-2141 南池袋 2-45-1	駒込・巣鴨・西巣鴨・北大塚・南大塚・上池袋・東池袋1、4丁目・南池袋
障害福祉課 身体障害者支援第二グループ TEL 4566-2442 南池袋 2-45-1	東池袋2、3、5丁目・西池袋・池袋・池袋本町・雑司が谷・高田・目白・南長崎・長崎・千早・要町・高松・千川

※東部・西部障害支援センターは申請書の受付のみ行います。相談は上記窓口をお願いいたします。

■知的障害者(児)の方

障害福祉課 知的障害者支援グループ TEL 3981-1853 南池袋 2-45-1	区内全域
--------------------------------------------------	------

精神障害者の方・難病患者等の方

障害福祉課 精神障害者福祉グループ TEL 3981-1988 南池袋 2-45-1	区内全域
--------------------------------------------------	------